

別表 従事先施設等

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業
—	国立児童自立支援施設等（肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む）
児童福祉法	児童発達支援を行う施設等（児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設）、放課後等デイサービスを行う施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所に設けられた児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設（児童福祉法に基づく届出を行った施設、県の規定に基づく届出を行った施設、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設、病院内保育所運営事業の助成を受けている施設、国、都道府県または市町村が設置する施設）
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設、認定こども園への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設 企業主導型保育事業